

第 3 3 号議案

豊川市児童発達相談センター条例の一部改正について

豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例

豊川市児童発達相談センター条例（令和 2 年豊川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第 5 条第19項</u>に規定する計画相談支援をいう。以下同じ。）に関する事</p> <p>(4) 基本相談支援（障害者総合支援法第<u>5 条第20項</u>に規定する基本相談支援をいう。以下同じ。）に関する事</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第 5 条第18項</u>に規定する計画相談支援をいう。以下同じ。）に関する事</p> <p>(4) 基本相談支援（障害者総合支援法第<u>5 条第19項</u>に規定する基本相談支援をいう。以下同じ。）に関する事</p> <p>(5) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。